

摂津市水道部告示第 8 号

制限付一般競争入札を下記のとおり執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び摂津市水道事業会計規程（昭和58年水道企業規程第7号）第91条の規定に基づき次のとおり告示する。

平成25年11月14日

摂津市長 森 山 一 正

記

- 1 件 名 開閉栓業務委託
- 2 場 所 摂津市内一円
- 3 契約期間 平成26年 4月 1日から
平成31年 3月31日まで
- 4 概 要 (1) 開栓
(2) 閉栓
(3) 閉栓時精算
(4) その他付随業務（受付、起票、データ入力、コメント入力、日報、月報、開閉栓に伴うメーターボックス内漏水の修理等）
- 5 入札参加資格要件
制限付一般競争入札に参加する為には、以下の要件をすべて満たしていること。
 - ① 本市の競争入札参加資格者名簿に「業種：その他（業務委託）」で登載されていること。
 - ② 本市と同等規模又はそれ以上の開閉栓業務の受託経験を1年以上有すること。
 - ③ 専任の業務責任者は、給水装置工事主任技術者の資格を有し、水道維持管理業務の実務経験5年以上の者を配置すること。
 - ④ 公告の日から入札の日までの間に、本市の競争入札参加に係る指名停止の措置期間中でないこと。

- ⑤ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- ⑥ 次のア又はイのいずれかに該当する場合は、参加することができない。
- ア 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社（以下「子会社」という。）と同条第4号に規定する親会社（以下「親会社」という。）の関係にある場合又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
- イ 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている関係にある場合又は一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている関係にある場合又は一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている関係にある場合のいずれかに該当する場合。
- ⑦ 次の各号のいずれにも該当しないものであること。
- ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定に基づく破産の申立てがなされているもの。
- イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続の申立てがなされているもの。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続の申立てがなされているもの。

6 入札参加申込時提出書類

- ① 摂津市制限付一般競争入札参加申込書
- ② 摂津市制限付一般競争入札参加者証
- ③ 業務経歴調書
- ④ 配置予定責任者等調書

7 入札参加申込書 受付期間・場所

平成25年11月14日（木）から平成25年11月25日（月）まで
午前10時から午後4時まで
摂津市 水道部 総務課

8 入札参加資格者公表

平成25年12月4日（水）午前10時から
摂津市 水道部 総務課内掲示板（受付番号のみ）

9 入札会日時及び場所

平成25年12月24日（火）午前11時から
摂津市水道部 別館2階 中会議室

10 無効となる入札事項

摂津市水道事業会計規程第97条に該当する入札を行ったもの。

11 入札保証金

必要

摂津市水道事業会計規程第93条から第96条に定めるとおりとする。

12 入札回数

2回

13 入札の中止

入札に参加する事業者が3者に満たない場合は入札を中止する。

14 その他

参加申込書及び参加者証の記名・押印は、平成25～28年度の摂津市競争入札参加資格申請を本店でされた場合は本店、支店でされた場合は支店で記載すること。